

退職自衛官の求人をお考えの企業 様

退職自衛官である求職者を紹介するに当たっては、求人企業の皆様から下記について同意等を得る必要があることから、これをご確認の上、確認事項欄にご記入をお願い致します。

なお、確認書の内容と事実に相違が確認された場合は、退職自衛官を紹介できない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

一般財団法人自衛隊援護協会

退職自衛官の採用に関する確認事項

1 企業名等の公表に関する確認

防衛大臣の就職の援助により、若年定年等隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。）を採用した場合には、自衛隊法第65条の13の規定に基づき、貴社名及び採用した当該隊員の貴社における役職・地位等について、防衛省令の定めるところにより公表されることについて同意すること。

2 公契約関係競売等妨害罪等に関する確認

- (1) 貴社の役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、支配人、理事若しくは監事又はこれらの者であった者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に公契約関係競売等妨害罪（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する罪をいう。）又は贈賄罪（刑法第198条に規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された（無罪の判決等がなされた場合を除く。以下同じ。）又は有罪の判決がなされた（刑の執行が終わった等の場合を除く。以下同じ。）ことがないこと。
- (2) 貴社の役員等が過去2年以内に、収賄罪（刑法第197条から第197条の4に規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された又は有罪の判決がなされた公務員（公務員であった者を含む。）に対し、賄賂の供与若しくはその約束をしたことがないこと。

3 個人情報の取扱いに関する確認

一般財団法人自衛隊援護協会から提供された個人情報の取扱いについて、次に掲げる項目について遵守することに同意すること。

- (1) 採用選考等に関わらない第三者への個人情報の開示、提供及び漏洩をしない。
(個人情報：履歴書、職務経歴書等の個人を特定できる情報)
- (2) 選考不採用、又は採用入社に至らなかった応募者の個人情報は、第三者に漏洩しないよう、速やかにデータを削除し、書類はシュレッダー等にて破棄あるいは返却する。
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

4 反社会的勢力の排除に関する確認

- (1) 貴社（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む。以下同じ）が暴力団、暴力団員・構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、過去5年間もそうでなかつたこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないこと。
- (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないこと。

5 一定の労働関係法令違反に関する申告

職業安定法第5条の6第3号に規定する求人不受理の対象（一定の労働関係法令に関し、法律に基づく処分等が講じられ一定期間が経過していない）に該当しているか否かの申告（対象となる規定等は裏面をご覧ください。）

6 その他の確認

確認した内容に変動があった場合は、速やかに通知することに同意すること。

求人不受理の対象となる場合と期間

対象となる規定	講じられた措置等	求人不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後6か月経過するまで
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで
職業安定法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後6か月経過するまで

職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法規定等、詳しくは
求人不受理について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000602020.pdf>

